

『茨城県市町村職員賠償責任保険』 のご案内

公務員賠償責任保険・請求期間延長特約・履行請求訴訟担保特約・
公務員賠償責任保険追加特約・保険責任期間の読み替えに関する追加条項等

～この制度へご加入いただくことにより、万一の場合に備え、安心して公務に専念することができます。～

茨城県市町村職員賠償責任保険の概要

この保険は、地方公共団体の職員の皆さまに対して、公務員としての職務（以下公務といいます。）に起因する損害賠償請求（住民監査請求、住民訴訟および民事訴訟などその他の損害賠償請求）などが住民側からなされた場合に、皆さま個人が負担される法律上の損害賠償金と争訟費用について保険金をお支払いするものです。

- ★『住民訴訟』により住民側が勝訴した場合、自治体から職員個人に請求される損害賠償金について補償します。
- ★公務遂行に起因した、住民訴訟以外の手段により損害賠償請求をうけた場合に職員個人に請求される損害賠償金について補償します。
- ★提訴されたことにより職員個人が負担する争訟費用（弁護士費用・訴訟費用）についても補償されます。

保険契約者 茨城県市町村職員共済組合

**加入対象者
(被保険者)** 茨城県市町村職員共済組合の組合員

※首長、警察職、議会議員はご加入対象外となります。

※消防職員については、一般財団法人全国消防協会の消防職員賠償責任保険の制度もあります。

※公的医療機関を含む全ての医療機関で働く看護師・保健師・准看護師・助産師もご加入対象となりました。

保険期間 令和8年3月1日午後4時から
令和9年3月1日午後4時まで1年間

申込受付期間 令和7年10月1日(水)から令和7年10月31日(金)まで

お手続き方法



インターネット(パソコン・スマートフォン)からお申込みください。

URL : <https://dantai.sompo-japan.co.jp/ibaraki-kyosai/koumuinbai15>

ご継続加入の方は、ご契約内容をご確認の上、加入内容に変更がない場合は手続き不要です。(ご契約内容に変更がない方も「加入者さま専用ページ」のご登録をお願いします。)

ご新規申込の方は、インターネットでお申込みの上、口座振替依頼書(注1)に必要事項を記入し、勤務先の共済組合事務担当窓口までご提出ください。

保険料お支払方法 ご指定の金融口座より令和8年1月13日(火)に振替(注2)させていただきます。

ご注意ください。

(注1) 口座振替依頼書について、一部の信用組合はご指定いただけませんのでご注意ください。

(注2) 口座振替依頼書不備(届出印相違など)または資金不足の場合等により口座引き落としがなされなかった場合、ご加入者ご自身でお振込みいただく(振込手数料負担が発生します。)こととなりますのであらかじめご了承ください。

茨城県市町村職員共済組合

取扱代理店: 有限会社茨城シー・ティー・ヴィー・サービス

1 保険金をお支払いする主な場合

①住民監査請求 および 住民訴訟

被保険者（地方公共団体の職員等）が、その公務の遂行に起因して、保険期間中に地方自治法第242条の2第1項第4号に規定される訴訟に基づく損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害に対して保険金額の範囲内で保険金をお支払いします。

【事例】

- * 発電事業計画が設置工事の技術上の問題もあり失敗したが、この工事を発注した職員に損害賠償責任があるとされた。
 - * 著しい廉価で市有地を売却したことについて、住民訴訟が提起され、その契約を行った職員に損害賠償責任があるとされた。 など
- (注) その公務が、法令、条例および自治体の規則等に反することが裁判の結果によらず明らかな場合は、保険金お支払いの対象外となります。

②民事訴訟および その他の損害賠償請求

被保険者が、その公務に起因して、保険期間中に住民訴訟以外の手段により訴訟提起または損害賠償請求をうけた場合に、被保険者が負担する争訟費用および法律上の損害賠償金を保険金額の範囲内でお支払いします。（事前に損保ジャパンの承認を必要とします。）

※和解による解決を含みます。

※国家賠償法第1条2項、第2条2項による求償を含みます。

【事例】

- * 職員の対応（法令違反等を除きます。）が原因でパスポートの発券が遅れたことにより、予定していた海外旅行をキャンセルせざる得なくなり、管理職および担当者に損害賠償責任があるとされた。
 - * 職員の対応（法令違反等を除きます。）が原因で、店舗の営業許可が遅れたことにより逸失利益が生じ、損害賠償責任があるとされた。
- (注) その公務が、法令、条例および自治体の規則等に反することが裁判の結果によらず明らかな場合は、保険金お支払いの対象外となります。

③争訟費用

住民訴訟・民事訴訟およびその他の損害賠償請求が提起されたことにより職員個人に請求される訴訟費用・弁護士報酬等の争訟費用についてお支払いします。また、住民訴訟の告知を受けた職員が、訴訟に参加した場合の争訟費用（補助参加争訟費用）やセクハラ・パワハラ等の争訟費用（損害賠償金は対象外）についてもお支払いします。

※ただし、被保険者の故意による場合は補償対象外です。

地方自治法第243条の2の8の第3項に定める議長からの賠償命令を補償します。

会計管理者やその事務を補助する職員、物品を使用している職員等が、現金、有価証券、物品等を重大な過失により紛失したり損壊した場合に補償します。

※ただし、被保険者の故意による場合は補償対象外です。

お支払いする保険金

- (1) 住民訴訟に基づく損害賠償金と争訟費用（弁護士報酬など）※1
不当利得返還金そのものは補償対象とはなりません。不当利得返還請求に係わる争訟費用は補償対象となります。
- (2) 民事訴訟または損害賠償請求に基づく損害賠償金と争訟費用（訴訟費用、弁護士報酬など）※1・2
- (3) 住民監査請求における監査委員による賠償勧告に基づく損害賠償金 ※1
- (4) 共通
 - ①身体賠償事故の場合：治療費・休業損害・慰謝料 など
 - ②財物賠償事故の場合：修理費など（修理費および再調達費用については、その財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。）
 - ③確定判決により認められた逸失利益、名誉き損などの経済損失
 - ④被害者に対する応急手当、緊急処理などの費用
- (5) 初期対応費用
被保険者が損害を被る場合において関連する支出（現場の保存、調査費用、交通費、宿泊費、通信費等）。なお、見舞に関する費用は1事故・被害者1名に対して3万円を限度とします。
- (6) 地方自治法第243条の2の8の第3項に基づく損害賠償金
 - ※1 被保険者の法律上の損害賠償責任および損害賠償額につき合理的な根拠があるものに限り。ただし、被保険者の故意に起因する場合を除きます。合理的な根拠の判断については監査結果に基づき保険会社が判断します。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
 - ※2 国家賠償法（第1条、第2条）に基づく求償請求も含みます。セクハラ・パワハラは争訟費用のみ補償対象となります。【被保険者の故意に起因する場合は除きます。】また個人に直接訴訟を提起された場合も対象となります。

2 補償内容と保険料

	被保険者1名あたりの保険金額			
	一連の損害賠償請求あたりの支払限度額		期間中 限度額	初期対応費用
	損害賠償金	争訟費用		期間中 限度額
Aプラン(充実プラン)	1億円	1億円	1億円	500万円
Bプラン(基本プラン)	5,000万円	5,000万円	5,000万円	500万円

・初期対応費用は別枠で期間中限度額500万円までお支払いします。

・第三者の生命または身体を害したことによる被害者への見舞金は、1被害者あたり3万円が限度です。(初期対応費用)

保険料 (保険期間1年間、1名あたり、一時払)	Aプラン (充実プラン)	6,240円	Bプラン (基本プラン)	4,800円
-----------------------------------	-------------------------	---------------	-------------------------	---------------

*ただし、翌年度以降の保険料は損害率に応じて、保険料の再算定を実施させていただきます。

*一連の損害賠償請求：住民訴訟および民事訴訟に係る損害賠償請求がなされた時もしくは場所または損害賠償請求者の数等にかかわらず、同一の行為またはその行為に関連する他の行為に起因するすべての損害賠償請求をいいます。

*期間中限度額：1年間の保険期間における保険金お支払限度額のことをいいます。(損害賠償金、争訟費用を合算しての限度額です。)

(注) ○保険金額の復元は出来ません。○自己負担額(免責金額)はありません。

(注) お一人さま1プランのみ加入可能です。基本プランと充実プラン両方に加入などはできませんのでご注意ください。

3 補償対象期間について

初年度契約の保険始期日より前に行われた公務に起因して保険期間中に損害賠償請求がなされた場合も補償の対象となります。ただし、保険始期日より前に係争中であったもの、加入者が訴訟がなされる恐れがある状況を知っていた場合(住民監査請求がなされた場合など知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)など訴訟または損害賠償請求が提起されることを予見していたものは保険金支払いの対象とはなりません。

4 退職後も安心です！損害賠償請求期間延長特約(自動付帯)

記名法人の職員でなくなった日の属する保険期間末日まで保険加入いただくことで、その保険期間末日から5年間の「請求期間延長担保特約」が自動付帯されます。これにより、**記名法人の職員でなくなった日(定年退職の場合は再任用職員への登用の有無にかかわらず定年退職した日)の属する保険期間終了後、5年間以内**は在職中の公務に起因した保険金支払対象となる損害賠償請求が提訴された場合に備えることができます。(保険料の追徴はありません。)

(注) 保険期間の途中で解約された場合はこの特約は適用されません。また、本特約で補償の対象となるのは、保険期間中の行為に伴う損害賠償請求に限ります。

5 保険金をお支払いできない主な場合

- (1)被保険者の故意に起因する損害賠償請求
- (2)被保険者が私的な利益または便宜の供与を違法に得たことに起因する損害賠償請求
- (3)被保険者の犯罪行為(刑を科せられるべき違法な行為をい、時効の完成等によって刑を科せられなかった行為を含みます。ただし、過失犯を除きます。)に起因する損害賠償請求
- (4)法令に違反することを被保険者が認識しながら(認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)行った行為に起因する損害賠償請求
- (5)被保険者に給料、俸給、各種手当、報酬等の給与その他の給付が違法に支払われたことに起因する損害賠償請求
- (6)被保険者が、公表されていない情報を違法に利用して、株式、公社債等の売買等を行ったことに起因する損害賠償請求
- (7)他人に対する違法な利益の供与に起因する損害賠償請求
- (8)被保険者が公務員としてその事務を処理するにあたり、または自己の職務上の地位を利用して行った窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為に起因する損害賠償請求
- (9)公務員(法令の規定により公務員とみなされる者を含みます。)に対する違法な公金の支出に起因する損害賠償請求
- (10)供応接待(懇親会、歓談会その他名目を問いません。)、娯楽または遊興飲食に対する違法な公金の支出に起因する損害賠償請求
- (11)初年度契約の保険期間の開始日より前に記名法人に対して提起されていた訴訟およびこれらの訴訟の中で申し立てられた事実と同一または関連する事実で起因する損害賠償請求
- (12)この保険契約の保険期間の開始日より前に、被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた場合(知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)に、その状況の原因となる行為に起因する一連の損害賠償請求
- (13)この保険契約の保険期間の開始日より前に被保険者に対してなされていた損害賠償請求の中で申し立てられていた行為に起因する一連の損害賠償請求

- (14)汚染物質の排出、流出、いつ出、漏出またはそれらが発生するおそれがある状態に起因する損害賠償請求
- (15)汚染物質の検査、監視、清掃、除去、漏出等の防止、処理、無毒化または中和化の指示または要請に起因する損害賠償請求
- (16)地震、噴火、洪水、高潮または津波に起因する損害賠償請求
- (17)記名法人、記名法人の職員が原告の一部となつてなされた一連の損害賠償請求に起因する損害賠償請求（ただし、被保険者と利害関係のない記名法人の職員を除きます。）
- (18)雇用行為、雇用上の差別または不当解雇に起因して提起された損害賠償請求
- (19)不当な逮捕、投獄、暴行または体罰に起因して提起された損害賠償請求
- (20)被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者（被保険者のためにその仕事を行う者を含みます。）が行う次の（ア）から（エ）までの仕事に起因して提起された損害賠償請求
- （ア）医療行為（注）
- （イ）あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復等
- （ウ）法令により医師、歯科医師、獣医師または薬剤師にかぎり認められている医薬品等の調剤、調整、鑑定、販売、授与またはこれらの指示
- （エ）身体の美容または整形
- （注）・救急救命士法に基づいて救急救命士が行う傷病者を病院または診療所に搬送するまでの間に、その傷病者に対して応急処置を行う業務を除きます。
・看護師・保健師・准看護師・助産師が行う看護業務を除きます。
- (21)獣医師が行う専門職行為に起因して提起された損害賠償請求
- (22)航空機、自動車（道路運送車両法〈昭和26年法律第185号〉によって定められる自動車および原動機付自転車をいいます。）または施設外における船、車両（原動力がもつばら人力である場合を除きます。）の所有、使用または管理に起因して提起された損害賠償請求
- (23)プライバシーの侵害（個人情報の漏えいを除きます。）、肖像権の侵害または不当な身体拘束による自由の侵害等の人格権の侵害に起因して提起された損害賠償請求
- (24)財物の紛失または盗難（それらに起因する財物の使用不能損害を含みます。）に起因して提起された損害賠償請求
- (25)セクシャルハラスメント・パワーハラスメントに起因して提起された損害賠償請求
- *争訟費用については、この規定を適用しません。
- (26)公序良俗に反する行為または給付に起因して提起された損害賠償請求
- (27)特許権、商標権等の知的財産権および著作権の侵害に起因する損害賠償請求
- (28)業務の結果を保証することにより加重された損害賠償請求
- (29)被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別な約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償請求
- (30)不正な手段による入学、進級、進学、卒業、成績評価、就職斡旋等に起因する損害賠償請求
- (31)被保険者の指導力が不足しているとしてなされた損害賠償請求
- (32)被保険者によって、または被保険者のために被保険者以外の者によって行われた不正競争等の不当な広告宣伝活動、放送活動または出版活動による他人の営業権の侵害（商号の侵害または虚偽の事実の陳述もしくは流布による営業上の信用の侵害を含みます。）に起因する損害賠償請求
- (33)議会が被保険者に対する損害賠償請求を放棄した事実に起因する損害賠償請求
- (34)被保険者が過去任用または選任されていた国もしくは公共団体（以下「既任用団体」といいます。）または既任用団体の職員が原告の一部となつてなされた一連の損害賠償請求 など
- （注）上記(14)～(34)については、実際にその行為があったとの申し立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合にも適用され、(1)～(13)についてその適用の判断は、被保険者ごとに個別に行われます。

6 専門的職業行為に起因する損害賠償請求について

被保険者またはその使用人と業務の補助者が行う以下の専門的職業行為に起因する損害賠償請求は補償の対象外となります。

- (1)医療行為（注1）（注2）
- (2)あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復等
- (3)法令により医師、歯科医師、獣医師または薬剤師にかぎり認められている医薬品等の調剤、調整、鑑定、販売、授与またはこれらの指示
- (4)身体の美容または整形
- (5)獣医師が行う専門的職業行為
- （注1）救急救命士法（平成3年法律第36条）に基づいて救急救命士が行う傷病者を病院または診療所に搬送するまでの間に、その傷病者に対して応急措置を行う業務を除きます。
- （注2）看護師・保健師・准看護師・助産師が行う看護業務を除きます。

7 質疑応答

質問1 日常生活における賠償責任も対象となりますか？

（答）本制度は、公務遂行に起因する損害賠償責任全般に備える保険ですので、日常生活の賠償責任は対象となりません。別途、個人賠償責任保険にご加入いただくことになります。

質問2 中途加入ができますか？

（答）できます。申込月の翌月1日から補償開始となり、保険料は月割保険料となり指定口座にお振込みいただくことになります。詳しくは取扱代理店である茨城シー・ティー・ヴィー・サービスへご照会ください。毎月25日締切です。

質問3 退職した場合、解約できるのですか？

（答）退職した場合であっても本制度は保険期間中途での解約を受け付けておりません。

事故発生(訴訟が提訴された)の場合の手続きについて

- **事故が起こった場合** 事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。平日夜間、土日祝日の場合は、下記事故サポートセンターへご連絡ください。

【窓口:事故サポートセンター】

0120-727-110

(受付時間)平日/午後5時～翌日午前9時 土日祝日(12月31日～1月3日を含みます。)/24時間
※上記受付時間外は、損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。

1. 事故のご連絡

- (1)住民監査請求および住民訴訟
住民監査請求がなされた段階で、上記の事故サポートセンターへご連絡ください。
また、住民訴訟が提起された段階で、再度ご連絡ください。
- (2)民事訴訟およびその他の損害賠償請求
被害者から損害賠償請求をうけた場合、または民事訴訟が提起された段階で、上記の事故サポートセンターへご連絡ください。

【連絡事項】

- (1)住民訴訟
- 住民監査請求がなされた段階では、住民監査請求の状況ならびにその原因となる事実および行為について、発生日、関係者等に関する詳細な内容を書面によりご連絡ください。
 - 住民訴訟が提起された場合には、原告の情報と被保険者（被告）が申し立てられている行為および原因となる事実に関する情報等を書面にてご連絡ください。
- (2)民事訴訟およびその他の損害賠償請求
- 損害賠償請求をうけた場合には、損害賠償請求の内容（被害者より送付された内容証明郵便等の写し）、被保険者（被告）が申し立てられている行為および原因となる事実に関する情報等を書面にてご連絡ください。
 - 民事訴訟が提起された場合には、原告の情報と被保険者（被告）が申し立てられている行為および原因となる事実に関する情報等を書面にてご連絡ください。

2. ご注意事項

- (1)事故が起こった場合は、遅滞なく損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。遅滞なくご通知いただけなかった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
- (2)賠償責任を補償するご契約の場合、賠償事故などにかかわる示談につきましては、必ず損保ジャパンとご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパンにご相談なく示談された場合は、保険金の一部または全額をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
- (注) この保険には示談交渉サービスはありません。相手の方との示談につきましては、損保ジャパンとご相談いただきながら被保険者ご自身で交渉をすすめていただくこととなります。
- (3)保険金のご請求にあたっては、以下の書類のうち損保ジャパンが求めるものを提出していただきます。

必要となる書類	必要書類の例
①保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票 など
②事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	事故状況説明書、罹災証明書、請負契約書(写)、メーカーや修理業者などからの原因調査報告書 など
③保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①他人の財物に損害を与えた等の賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収証、函面(写)、被害品明細書、復旧通知書、賃貸借契約書、売上高等営業状況を示す帳簿 など ②他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 診断書、入院通院申告書、治療費領収証、休業損害証明書、源泉徴収票 など
④保険の対象であることが確認できる書類	登記簿謄本、売買契約書(写)、登記事項等証明書 など
⑤公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑥被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、被害者からの領収証、承諾書 など

(注1) 事故の内容および損害の額等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

(注2) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまたは取扱代理店までお問い合わせください。

- (4)保険金は、原則として被保険者から相手方へ賠償金を支払った後にお支払いします。
- (5)損保ジャパンは、被保険者が保険金請求の手続を完了した日から原則、30日以内に保険金をお支払いします。ただし、以下の場合は、30日超の日数を要することがあります。
- ①公的機関による捜査や調査結果の照会 ②専門機関による鑑定結果の照会 ③災害救助法が適用された災害の被災地域での調査 ④日本国外での調査 ⑤損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合
- 上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払いの期間を延長することがあります。
- 保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパンの確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。

その他ご注意いただくこと

- このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパンウェブサイト (<https://www.sompo-japan.co.jp/>) でご参照ください (ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります)。
●この保険は営業または事業のための保険契約であり、クーリングオフ (ご契約申込みの撤回等) の対象となりません。
●この保険契約と補償内容が重なる他の保険契約がある場合は必ずご記入ください。
●本保険契約の保険料は所得控除の対象ではありません。
●告知義務 (ご契約締結時における注意事項)
(1)保険契約者または被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務 (告知義務) があります。
- ＜告知事項＞**
■加入依頼書等の記載事項すべて
(2)保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項 (注) について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。
(注) 告知事項のうち危険に関する重要な事項とは、加入依頼書の次の項目をいいます。
①加入者の増減 ②各加入者の保険金額の変更
- 通知義務 (ご契約締結後における注意事項)
(1)保険契約締結後、告知事項に変更が発生する場合、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ただし、そのような事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。次のような場合には、あらかじめ (※) 取扱代理店または損保ジャパンにご通知ください。
★加入依頼書の記載事項に変更が発生する場合 (ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます)
(※) 加入依頼書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。その事実の発生が被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取

扱代理店または損保ジャパンまでご通知が必要となります。

- (2)次の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。ご連絡いただかないと、損保ジャパンからの重要なご連絡ができないこととなります。

★ご契約者の住所などを変更される場合

- (3)ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがなされないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことや契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかったときを除きます。

(4)重大事由による解除等

保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

- 取扱代理店は損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店とご締結され有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。

- 加入者証は保険期間満了まで大切に保管してください。また、3か月を経過しても加入者証が届かない場合には、損保ジャパンまでご照会ください。

- 引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険については、ご契約者が個人、小規模法人 (引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。) またはマンション管理組合である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで (ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額) が補償されます。

損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

＜保険会社との間で問題を解決できない場合＞

○指定紛争解決機関

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口：一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター】

【ナビダイヤル】0570-022808 (通話料有料)

受付時間：平日の午前9時15分から午後5時まで (土・日・祝日・年末年始は休業)

一般社団法人日本損害保険協会のホームページアドレス：<https://www.sonpo.or.jp/>

＜個人情報の取扱いについて＞

○保険契約者 (団体) は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。

○損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等 (外国にある事業者を含みます。) に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報 (要配慮個人情報を含みます。) の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細 (国外在住者の個人情報を含みます。) については損保ジャパン公式ウェブサイト (<https://www.sompo-japan.co.jp/>) をご覧いただくか、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

申込人 (加入者) および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

お問い合わせ先

●取扱代理店

有限会社茨城シー・ティー・ヴィー・サービス

〒310-0852 茨城県水戸市笠原町978-26

茨城県市町村会館5F

TEL 029-301-1616

(受付時間：平日の午前9時から午後5時まで)

●引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社

茨城支店 法人支社

〒310-0021 水戸市南町2-6-13

損保ジャパン水戸ビル4F

TEL 050-3808-8708

(受付時間：平日の午前9時から午後5時まで)

(SJ25-07075 2025年9月10日)

お手続き方法(継続加入の方)

1. ご契約は現在のご加入内容で自動更新となります。
2. ご契約内容に変更がない方も「加入者さま専用ページ」のご登録をお願いいたします。
3. ご契約内容を変更する場合や更新をしない場合（脱退）は、インターネットでの手続きが必要となります。令和7年10月31日（金）までに手続きをしてください。
4. 2または3の手続き方法は、同封しました「茨城県市町村職員賠償責任保険」満期・更新手続きのご案内」をご参照ください。

お手続き方法(新規加入の方)

1. 新規加入の方はインターネットでお申込みください。
2. インターネットでお申込みの上、口座振替依頼書の提出が必要です。詳細は下記の「2. 口座振替依頼書のご提出について」をご参照ください。

1. インターネットでのお申込み方法

①インターネット申込画面



茨城県市町村職員共済組合 公務員賠償責任保険手続きサービス

新たにご加入される方へ

1. 新たに申し込みをされる方は、こちらからお手続きください。

新たにご加入される方はこちら

新たにご加入される方は
こちらのボタンを押す

既にご加入されている方へ

1. ID、パスワード登録済みの方は、以下の「IDでログイン」にIDとパスワードを入力してログインしてください。
2. ID、パスワード未登録の方は、以下の「その他の方法でログイン」に、初回ログイン用ID（仮ID）、仮パスワード、加入者情報を入力してログインしてください。

IDでログイン

ID（登録Eメールアドレス）

メールアドレスの形式でご入力ください。

パスワード

8～32文字の半角英数字でご入力ください。

登録Eメールアドレス・パスワードを忘れた場合

ログイン

その他の方法でログイン

仮ID(更新案内やメールに記載のもの)

半角英数字でご入力ください。

仮パスワード(更新案内やメールに記載のもの)

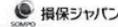
8～32文字の半角英数字でご入力ください。

加入者の氏名(カナ)

姓と名の間のスペースは不要です。

仮IDでログイン

②ネット申し込み手続き



ネット申し込み手続き

加入者の方は、パンフレットまたは損保ジャパンの公式ウェブサイトに掲載の個人情報の取扱い（https://www.sompo-japan.co.jp/private_information/）を確認し、加入者以外の方（被保険者等）より必要な同意を得たうえで、保険契約に関する個人情報の取扱いに同意いただきお申込みください。

1. 本保険は公務員向けの商品です。所属団体名と勤務先の情報等を選択・入力してください。
【ご注意ください】
この画面は新規申込の方向けとなります。既にご加入済の場合は「ログイン画面に戻る」の後、ログインしてご利用ください。

【必須】
(申込前確認) 既にご加入されていますか？

所属団体名(所属所名)

所属所コード

組合員証番号

メールアドレス

メールの形式でご入力ください。
例) abc@xxx.com
※メール送信元のドメインを指定している方は「@sompo-japan.co.jp」からのメールを受信できるように設定してください。職場のセキュリティによってはメールが受信できない場合がありますので、職場以外のメールアドレスを設定されることを推奨します。

2. 保険期間をご確認の上、手続きへお進みください。

保険の名称 茨城県市町村職員共済組合 公務員賠償責任保険
申込日 2025年05月16日
保険期間 -

申し込み手続きを始める

③プランの選択・被保険者情報の入力

損保ジャパン

ネット申し込み手続き 保険選択 加入プラン選択 他保険加入状況 加入者情報入力 支払い方法詳細 入力内容確認 新規申込完了

プランを選択ください

パンフレット・約款はこちら

【注意】
★の項目は「告知事項」です。事実と異なる内容を入力した場合や事実を入力しなかった場合は、ご契約を解除することや保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

- 「必商」の記載がある項目はすべてご回答ください。
※「,」「*」「!」はご入力いただけません。
- パンフレットは右上の「パンフレット・約款はこちら」から確認してください。

補償の対象となる方（被保険者）の情報を入力してください。

お名前 姓 名
姓 田中 名 太郎
姓 太郎 名 太郎
姓 YYY 名 ZZZ

生年月日 1990/01/01

性別 男性

申込人（加入者）からみた続柄

職種 専業主婦、パート、アルバイト、学生、その他

加入プラン・保険料

1万円プラン 5,000円プラン
年間 -円 年間 -円
※途中解約時1万円 ※途中解約時5,000万円
詳細を確認する

⑤お支払い情報の入力（口座振替）

損保ジャパン

ネット申し込み手続き 保険選択 加入プラン選択 他保険加入状況 加入者情報入力 支払い方法詳細 入力内容確認 新規申込完了

お支払い情報の入力

パンフレット・約款はこちら

お支払い方法を選択してください。

お支払い方法 口座振替

口座振替依頼書を各所属所担当課に提出してください。

次へ

2. 口座振替依頼書のご提出について

勤務先の共済組合事務担当窓口へ備え付けの「口座振替依頼書」に必要事項を記入のうえ、同担当窓口へ10月31日(金)までにご提出ください。

3. 保険料の振替について

保険料はご指定の金融機関口座より令和8年1月13日(火)に振替させていただきます。（口座振替依頼書不備等により振替不能の場合の取扱いは、1ページの（注2）をご参照ください。）

④加入者情報の入力

損保ジャパン

ネット申し込み手続き 保険選択 加入プラン選択 他保険加入状況 加入者情報入力 支払い方法詳細 入力内容確認 新規申込完了

ご加入者様（申し込みを行う方）情報の入力

パンフレット・約款はこちら

※「,」「*」「!」はご入力いただけません。

本保険の申し込みを行う方（ご加入者）の情報を入力してください

お名前 姓 名
姓 田中 名 太郎
姓 太郎 名 太郎
姓 YYY 名 ZZZ

生年月日 1990/01/01

性別 男性

ご住所

郵便番号（半角数字・ハイフンなし）
例) 1234567 住所の自動入力

住所（漢字）
東京都千代田区
丸の内1-1-1
マンション名

住所（半角）
〒100-0001
丸の内1-1-1
マンション名

電話番号

半角数字で入力ください。
携帯電話（半角数字）
例) 03-1234-5678
固定電話（半角数字）
例) 03-1234-5678
※携帯電話/固定電話 いずれか一方が必要入力となります。

⑥お申し込み内容の確認、申込み

他保険の加入状況 なし

修正

支払方法

支払方法 口座振替

修正

上記、入力内容にお間違いはありませんか？

はい、入力内容に間違いはありません

ボタンを押して重要事項を必ずご確認ください

重要事項確認書を開く

重要事項を確認しました

ログインに必要な設定を行います。
IDを確認の上、パスワードを設定してください。

ID（登録Eメールアドレス） ご登録いただいた以下メールアドレスがIDになります
ykubota18+202501171@sompo-japan.co.jp

パスワード 8～32文字の半角英数字でご入力ください。

パスワード(確認用) 確認のためパスワードを再入力してください。

申し込み